

平成18年5月1日

企業会計基準委員会御中

道路施設協会厚生年金基金  
常務理事 上田寛保

「厚生年金基金にかかる交付金の会計処理に関する当面の取り扱い(案)」  
に対する意見について

平成18年3月16日に公表された実務対応報告公開草案第21号の標記について下記のとおり意見を提出します。

### 記

#### 意見

- 厚生年金保険法の改正により「代行部分に関する財政の中立化」が図られ、17年度決算から年金数理債務は加算部分の数理債務と代行部分の最低責任準備金に区分して計上するように改められた。法律の改正に伴う会計処理の変更であるので退職給付会計基準においても最低責任準備金にするべきと考える。
- 免除保険料の凍結が解除されたときに生じる過去期間分の債務は、国の債務であることが示され、最低責任準備金が過去期間代行給付現価に対して、一定の範囲ではあるが不足した場合は、交付金として国から補填されるので事業主に負担が及ばないことが明確になった。
- 以上のことから、早急に、退職給付会計基準における代行部分の取り扱いを見直すべきであり、交付金の会計処理は、債務評価の見直しに合わせて取り扱いを決めるべきである。

#### 理由

- 代行部分の債務評価が年金財政と大きく乖離しているために、企業の経済的実態が反映されていないこと、また、企業活動以外から生じる特別損益を内在したままでは企業会計の透明性が損なわれていることである。恣意的な問題が残されている代行部分の債務評価は、法律の改正時に明確にするべきである。

- 凍結解除の際は、過去勤務債務として事業主に負担がかかるることを懸念されていたが、法改正によって、最低責任準備金を越える部分の財源調達は国の責任とされたので、「基本的な前提が変った」こともあり、見直しの時期である。
- 財政計算上の計算方法にかかわらず、1つの退職給付制度とみなして適用されていたが、法律の改正により、年金財政の会計処理は変更されたので、退職給付会計においても、企業の実態を反映させた透明性の高い債務評価として見直すべきである。

### 補足

基金には、代行部分の債務評価について説明責任が課されている。16年の法改正により財政の中立化といわれているが、退職給付会計の代行部分に係る会計基準の評価が年金財政と同様に、加算部分と最低責任準備金に区分されて、初めて財政の中立化が実現したことを説明できると思います。

年金数理債務と退職給付債務の格差について、これまで採用している予定利回りの差があることで説明していたが、年金財政は、債務を明確に区分されたので、これからはもっと具体的に説明すると同時に、基金制度を維持することの是非を議論していく必要があります。

年金制度は、選択肢が増えて行くなかで答えがありません。また、法改正等により大きな影響を受けることが出てくると思います。基金に課せられている説明責任を果たして行くことが選択肢の多いなかでの答えであると思っています。当面の対応ではなく、代行部分に係る会計基準の見直しを早急にお願いします。

以上